

## ある少年事件の審判手続における弁護士が付添人活動

少年A（17歳）は、某日、路上ですれ違ったBと殴り合いのけんかとなり、Bの顔を殴打して全治2週間に要する傷害を負わせた。通行人の110番通報でパトカーがかけつけ、傷害罪で現行犯逮捕される。

事件当日（土）（1日目）現行犯逮捕

3日目（月） 検察官送致

4日目（火） 検察官による勾留請求 地方裁判所で当番弁護士について告知  
少年Aの要請で、警察から当番弁護士センターへ連絡があり、待機していた甲弁護士が接見。両親に費用の負担をかけたくないというので、法律扶助協会被疑者弁護援助制度を利用して受任することにする。

5日目（水） 甲弁護士は、**被疑者弁護活動**を開始する。

↓

（中略） 接見、両親との連絡、警察、検察の捜査について問い合わせ、など。

↓

21日目（金） 検察官がAを家庭裁判所に送致。甲弁護士は検察官に送致の日時を確認し、家庭裁判所に**付添人選任届を提出**。  
観護措置審判が開かれるまで家裁に待機し、**意見書を提出**。調査官、裁判官と面会し、在宅での調査を求めるが、裁判官は観護措置を決定する。Aは少年鑑別所に送られる。

24日目（月） 甲弁護士、家裁で**事件記録閲覧**。

法律扶助協会へ、**少年事件付添扶助制度の利用を申請**。

25日目（火） 甲弁護士、少年鑑別所で**Aに面会**。被害者への謝罪の手紙を受け取る。

27日目（木） 甲弁護士の事務所に**両親を呼び面談**。Aの家庭での状況、親子関係の問題、高校中退の理由、就職先の手当などについて事情を聞き、被害者弁償について相談する。

甲弁護士が、被害者B宛にAの謝罪文とともに、**被害弁償の申し出の手紙を送る**。

28日目（金） 甲弁護士、少年鑑別所で**Aに面会**。**鑑別技官に面会**。

29日目（土） 甲弁護士とAの両親が、**被害者に指示された喫茶店に出向き、謝罪**のうえ、被害弁償について申し出る。被害者は後日回答するとのこと。

32日目（火） 甲弁護士、**調査官と面会**。調査官は、Aに傷害の前歴があり、保護観察

中であったことを重視し、今回は少年院送致を必要とするのではないかと  
との意見を表明。

- 3 4 日目（木）甲弁護士と両親は、Aが逮捕直前まで働いていた工務店社長を訪問し、  
再度雇用してもらえないかと頼む。社長は受け入れを約束してくれる。
- 3 6 日目（土）甲弁護士、被害者Bと再度面談。示談を成立させる。
- 3 8 日目（月）甲弁護士、示談の成立について、家庭裁判所に報告し、意見書（その  
1）を提出する。  
少年鑑別所でAに面会。示談の成立と、工務店社長の厚意を伝え、更生  
の意欲を確認する。Aに家裁宛上申書の作成を指示。  
工務店社長に家裁宛上申書の作成を依頼。
- 3 9 日目（火）甲弁護士、調査官に電話で経過連絡し、在宅保護観察の方向で処遇を考  
えてもらいたいとの意見を述べる。
- 4 1 日目（木）甲弁護士、少年鑑別所でAと面会。A作成の上申書を受け取る。
- 4 2 日目（金）甲弁護士、裁判官に面会。工務店社長の上申書、Aの上申書を提出し、  
在宅処遇が十分可能であることの意見を陳述。
- 4 5 日目（月）甲弁護士、家庭裁判所で社会記録（学校照会回答書、鑑別結果報告書、  
調査官意見書）を閲覧。鑑別所は保護観察意見、調査官は少年院送致意  
見であった。  
甲弁護士、少年鑑別所でAと面会。
- 4 6 日目（火）甲弁護士、意見書（その2）を提出。裁判官と調査官に再度面会し、保  
護観察処分意見を述べ、試験観察の可能性について打診。
- 4 7 日目（水）第1回審判期日。裁判官は工務店での住み込みの勤務を条件として、試  
験観察を決定。  
Aは、釈放された後、ただちに工務店へ住み込みを始める。
- ｜  
（中略） 甲弁護士、1ヶ月に1度くらいの頻度で、少年や両親に面会。状況を適  
宜家庭裁判所に報告する。
- ｜  
1 5 8 日目（火）第2回審判期日。甲弁護士は、意見書（その3）を提出。  
裁判官は、少年の勤務態度、生活態度の改善を認め、保護観察処分を決  
定する。